

仙台市立宮城野小学校PTA会則

第1章 総則

- 第1条 本会は宮城野小学校PTAといい、事務局を同校内に置く。
- 第2条 本会は同校在学児童の保護者と同校教職員（以上正会員とする）並びに本会の趣旨に賛同する者（これを賛助会員とする）をもって組織する。
- 第3条 本会は会員の協力のもとに同校児童の福祉を増進し、学校教育及び社会教育に寄与し、民主教育の実をあげることがを目的とする。
- 第4条 本会は教育を主目的として行動する民主団体であるから、宗教又は政党に偏した行動をすることができない。

第2章 事業

- 第5条 本会は第3条の目的を達成するために、下記の事業を行う。
- | | |
|-------------|------------|
| 1 児童の学習奨励援助 | 2 児童の健全育成 |
| 3 学校設備の充実 | 4 成人の教育啓発 |
| 5 会員の教養向上 | 6 会員相互の親睦 |
| 7 文化的な会の開催 | 8 その他必要な事業 |
- 上記の事業を行うために、若干の常任委員を置くことができる。
この設置ならびに運営については別に定める。

第3章 役職員とその任用

- 第6条 本会に下記の本部役員を置く。
会長1名 副会長3名以上 事務長1名 会計2名 監事若干名 庶務（書記）若干名
ただし、必要に応じて副事務局長を置くことができる。
- 第7条 会長は本会を代表し、会務を総括する。副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代理する。事務長は会長の命をうけ、本会の事務を掌握する。会計は本会の会計を掌握する。監事は本会の会計監査にあたる。庶務は本会の会務について記録し、会務に従事する。
- 第8条 本部役員はすべて総会において正会員の中から選出する。但し、役員選挙を行う場合は、別に定める委員会の規約によって、推薦された者の中から選出することができる。
- 第9条 本会に当該地区の地区長を置き、本会と地区との連絡提携にあたる。地区長は当該地区から選出された者を会長が委嘱する。
- 第10条 役職員の任期は1年とし、毎年改選するが、再任を妨げない。但し、中途就任者の任期は、前任者の残任期間とする。役職員は、任期満了後でも、後任者が決定するまではその任務を行う。
- 第11条 本会に顧問及び参与若干名を置く。顧問は、会長の諮問に応じる。参与は、必要に応じ本会の事業に参加し、役員会に出席して意見を述べることができる。両者とも総会に諮り、会長がこれを委嘱する。

第4章 会合

- 第12条 本会の会合は、総会、役員会、運営委員会、部会とする。
- 第13条 総会は、毎年1回以上開く。但し、必要に応じて臨時総会を開くことができる。総会においては、役員承認、予算の審議、決算承認、会則の変更、事業の報告その他の会務の運営に関して協議並びに議決を行う。
- 第14条 役員会は役員をもって構成し、会務の執行について審議する。但し、監事は必要に応じ役員会に参加する。
- 第15条 運営委員会は、役員、地区長並びに別に定めた常任委員会の各部長をもって構成し、1学期1回以上必要に応じ、これを開き、会務の執行に関して連絡協議する。
- 第16条 総会及び役員会、運営委員会は、会長がこれを招集し、総会の議長は会員の中より選ぶ。総会は会員の過半数（委任状含む）の出席で成立し、議事は、出席者の過半数の同意で決める。可否同数の場合は、議長がこれを決める。
- 第17条 会合の議事については、庶務がその要点を記録し、総会の議事については、出席者2名以上の署名を受けるものとする。但し、決議に加わることはできない。

第5章 会計

- 第18条 本会の経費は、会費及び寄付金その他をもって充てる。但し、臨時に徴収することができる。
本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌3月31日に終わる。

第19条 本会内の収入及び支出は、すべて本会の予算に編入しなければならない。

1. 予算・決算の決定並びに承認は総会で行う。
2. 予算の補正は運営委員会で行う。
3. 会員の出張旅費は次のとおり支給する。
仙台駅までの範囲内500円(中学校区内は除く)
仙台市内は 1,000円
市外は、教育事務所旅費規程に準ずる。

第6章 慶弔

第20条 慶弔金額は次のとおりとする。

1. 会員（父母、教職員）死亡の場合 香典10,000円と花輪、弔電
2. 児童死亡の場合 香典10,000円と花輪、弔電
3. 会員がPTA行事中のけがなどで1週間以上の入院、または2週間以上の通院加療をした場合 お見舞い3,000円
4. 教職員の転勤・退職等の場合は離任式に花束を贈呈する。

第21条 その他、不測の事態による慶弔については、その都度役員会で協議・決定する。

第7章 表彰

第22条 この規定は、本会の会員が表彰を受ける場合の規則として定めたものである。

1. 表彰の種類は、仙台市PTA協議会、宮城野区PTA連合会、本会とする
2. 各表彰に関しては次の規定により、退会時に表彰する。
市P協表彰 ・ 本会長を2年以上
区P連表彰 ・ 本部役員を2年以上
本P会表彰 ・ 運営委員を1年。
・ 本会の組織運営や活動に対し、特に顕著であったと認められる会員及び篤行に値する児童。
3. 表彰者の選考は、会長、副会長、参与、事務局にて行うことを原則とするが、必要に応じて関係会員の意見を求めて推薦並びに決定し、総会において表彰する。
4. この規定により難しい場合の表彰については、役員会を開き、審議のうえ決定する。
5. 受賞者については、受賞者台帳（名簿）に登載する。
6. 表彰は賞状および記念品を贈るものとする。

第8章 付則

第23条 本会則は、昭和31年11月10日より施行する。
昭和59年4月28日改正、昭和62年2月28日改正
平成18年4月1日改正

委員会の設置および運営に関する規定

会則第5条により、総会の決議を経て委員会の設置並びに運営に関する規定を次のようにする。

- 第1条 本会には常任委員会、特別委員会を置く。
- ・ 常任委員会は、専門部会、学年部会をいう。
 - ・ 特別委員会は、本部役員候補者推薦委員会他をいう。
 - ・ 常任委員会は、委員若干名をもって組織する。常任委員会の委員は、会員の中から会長が委嘱する。
 - ・ 特別委員会の委員は、運営委員会で推薦された会員の中からこれを委嘱する。
 - ・ 常任委員会には部長・副部長を、特別委員会には委員長・副委員長を置く。委員長、副委員長、部長、副部長は、各委員の互選によって選出する。
 - ・ 常任委員会は会長の諮問に応ずるほか、自主的に各自の部会を1学期1回以上開く。その会合は部長が招集し、その会合の議長になる。
 - ・ 会長は必要に応じて、委員長または部長に会合の開催を要求することができる。又、各委員会において協議の結果必要と認めるとき、委員長または部長は会長に対

- して役員会または運営委員会の開催を要求することができる。
・ 参与は必要に応じ、各種委員会に参画することができる

常任委員会

1. 専門部会

- ＜総務部＞各部の連絡調整，運営委員会だよりの発行，その他各部に属する事項にあたる。
- ＜文教部＞PTA新聞（みやぎの）の発行にあたる。
- ＜保体部＞会員並びに児童の健康増進及び会員相互の親睦のための実施計画を立て，その推進にあたる。
- ＜ベルマーク委員会＞会員並びに児童の福利厚生にあたる。特に教育設備助成活動の推進にあたる。
- ＜健全育成部＞児童の校外生活指導と学区内の環境改善にあたる。また，校内外で児童を交通事故から守るため，全会員協力し，交通道德の啓蒙，交通規則の周知強化並びに環境施設の充実整備を行い，事故の絶無を期するための実践対策を立て，その実践活動にあたる。さらに，児童を犯罪から守るための防犯活動にあたる。

2. 学年部会

各学年との連絡調整，学年内の関係事項について協議し，必要により他部会や地区の協力を得て，児童教育の充実と親睦，学校・家庭・地域の三位一体の協力と向上にあたる。

特別委員会

1. 本部役員候補者推薦委員会

1. 本委員会は，運営委員会の委員をもって構成する。

2. 本部役員選考委員会

1. 本委員会は，今年度退会する推薦委員と若干の会員をもって構成する。
2. 本委員会の正副委員長は，委員より互選する。
3. 委員長は，会務を統括し，委員会を代表する。
4. 副委員長は，委員長を補佐し，委員長事故あるときはこれを代理する。
5. 本委員会は委員長が召集し，会議の議長となる。
6. 本部役員候補者の選考を行うに当たっての方法等については選考委員会が定める。
7. 選考委員会が本部役員候補者の選考を行うときは，改選される役員それぞれの定数となる人数を選考することを原則とする。
8. 選考委員会は，本部役員候補者が定数に満たないとき，または本部役員候補者がいないときは，定数を満たすための人選に努める。
9. 選考委員会が本部役員候補者を決定したときは，本部役員候補者選考名簿を作成する。
10. 委員長は委員会の運営に当たるとともに総会において選考の結果を報告しなければならない。
11. 会員及び関係者は，選考委員会からの要求がある場合を除き，その活動に関してみだりに干渉し，または阻害する行為を行ってはならない。
12. 委員は，本委員会の会議内容を解散後といえども他に漏らしてはならない。
13. 本委員会は，その任務が終了したときに解散する。
14. この規定に定めるもののほか，委員会の活動に関し必要な事項は選考委員会が定める。

3. プール開放管理運営委員会

この委員会の設置，運営については別に規定を定める。

4. 地域をあげて子どもを守ろう委員会

この委員会の設置，運営については別に規定を定める。